

官報

平成一十七年四月二十一日

○第百六十二回 衆議院會議録 第二十一号

平成一十七年四月二十一日(木曜日)

議事日程 第十五号

平成一十七年四月二十一日

午後一時開議

第一 通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出)

第三 平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出)

第四 平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出)

第五 平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出)

第六 平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出)

第七 平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出)

○今日の会議に付した案件

日程第一 通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出)

日程第三 平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出)

日程第四 平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所

管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出)

日程第五 平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出)

日程第六 平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出)

日程第七 平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出)

独立行政法人住宅金融支援機構法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議
○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長長の報告を求めます。国土交通委員長橘康太郎君。

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔橘康太郎君登壇〕

○橘康太郎君 たたいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、外国人観光旅客の来訪を促進するため、通訳案内業に係る参入規制の緩和、民間団体による創意工夫を生かした地域観光振興事業の促進等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、通訳案内業の免許制を登録制に改めるとともに、業務の適正確保のための措置を講ずること、

第二に、民間団体が、国の認定を受けた事業計画に従って行う地域観光振興事業について、支援措置を講ずること、

第三に、公共交通事業者等に対し、多数の外国人観光旅客の利用が見込まれる区間について、外国語等による情報提供促進措置の実施を義務づけること

などであります。

本案は、去る四月十四日本委員会に付託され、翌十五日北側国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 平成十五年度一般会計予備費使用

総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、

内閣提出)

日程第三 平成十五年度特別会計予備費使用

総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、

内閣提出)

日程第四 平成十五年度特別会計予算総則第

十四条に基づく経費増額総調書及び各省各

庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求め

るの件)(第百五十九回国会、内閣提出)

日程第五 平成十五年度一般会計予備費使用

総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、

内閣提出)

日程第六 平成十五年度特別会計予備費使用

総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、

内閣提出)

日程第七 平成十五年度特別会計予算総則第

十四条に基づく経費増額総調書及び各省各

庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求め

るの件)(第百五十九回国会、内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二ないし第七に掲げ

ました平成十五年度一般会計予備費使用総調書及

び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求める

の件)外五件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長

細川律夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔細川律夫君登壇〕

○細川律夫君 ただいま議題となりました平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)外五件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これらの各件は、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

まず、平成十五年度一般会計予備費(その1)は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に必要な経費等十六件で、その使用総額は千八百九十九億五千四百万円余であり、(その2)は、厚生労働省所管退職手当の不足を補うために必要な経費等五件で、その使用総額は百三十億四千四百万円余であります。

次に、平成十五年度特別会計予備費(その1)は、農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費で、その使用総額は百十億円であり、(その2)は、国立病院特別会計療養所勘定における退職手当の不足を補うために必要な経費で、その使用総額は一億円であります。

最後に、平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額(その1)は、道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額

等四特別会計の六件で、その経費増額の総額は二百八十一億二千百万円余であり、(その2)は、国立病院特別会計療養所勘定における退職手当の不足を補うために必要な経費の増額等二特別会計の二件で、その経費増額の総額は百十億八千万円余であります。

委員会におきましては、これら各件につき第百六十一回国会において、谷垣財務大臣から説明を聴取し、昨二十日に質疑を行い、採決の結果、各件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第二及び第四の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第五ないし第七の三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

独立行政法人住宅金融支援機構法案(内閣提出)

出の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、独立行政法人住宅金融支援機構法案について、趣旨の説明を求めます。国土交通大臣北側一雄君。

(国土交通大臣北側一雄君登壇)

○国土交通大臣(北側一雄君) 独立行政法人住宅金融支援機構法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

これまで住宅金融公庫は、住宅資金の直接供給を行うことにより、住宅不足の解消や居住水準の向上などの成果を上げてまいりました。しかしながら、一般の社会経済情勢の変化により、市場重視型の新たな住宅金融システムの構築が大きな課題となっております。

この法律案は、平成十三年十二月に閣議決定されました特殊法人等整理合理化計画等に基づき、住宅金融公庫を解散し、市場重視型の住宅金融システムに対応した独立行政法人住宅金融支援機構

を設立するものでございます。

住宅金融支援機構は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援、補完するための業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としており、また、それらを効率的、合理的な執行体制により行うものでございます。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、住宅金融支援機構は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するため、当該金融機関の貸付債権の譲り受け、当該貸付債権を担保とした債券に係る債務の保証等を行うこととしております。

第二に、住宅の建設等を行う者または住宅の建設等に関する事業を行う者に対し、必要な資金の調達または良質な住宅の設計もしくは建設等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこととしております。

第三に、一般の金融機関による融通を補完するため、災害復興建築物の建設等に必要な資金など、民間では対応が困難な分野に限り、貸し付けの業務を行うこととしております。

第四に、住宅金融支援機構の組織形態を独立行政法人とすることとし、自律的な業務運営を可能ならしめ、責任ある経営が行われるよう、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、独立行政法人住宅金融支援機構法案の趣旨でございます。(拍手)

独立行政法人住宅金融支援機構法案(内閣提出) 出の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。下条みつ君。

(下条みつ君登壇)

○下条みつ君 民主党の下条みつです。

民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました独立行政法人住宅金融支援機構法案について御質問させていただきます。(拍手) 質問の前に、昨日福岡で発生しました地震により被害を受けた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

質問に入らせていただきます。

そもそも、住宅金融公庫の存在ですが、サラリーマン、農家の方、会社の社長、そのほかあらゆる営みをしている人たちにとって、住宅は、その生活の一番の基盤となるかけがえのない場所です。そして、大多数の人には一生に一度となる大変に大きな買い物でもあります。

このため、これら借り手の観点から、生涯設計を立てやすくするためには、長期、固定、低利での融資が一番ありがたく、また、借り手の職業や肩書などで選別をされることなく融資を受けられ

ることが必要であります。この役割を担ってきたのが住宅金融公庫だったわけです。

しかし、公庫が長期、固定、低利を実現できるのは、その財源が財政投融资資金であることからであり、しかも、不良債権や金利の逆ざやなどによつて発生する損失は、国が補給金という形で穴埋めをしてくれます。その金額は毎年四千億円程度にもなり、これに対する批判なども今回の住宅金融公庫の廃止の原因の一つとなっております。

この点を踏まえ、以下に数点お聞きしたいと思います。

まず、証券化支援業務についてですが、住宅金融公庫が行ってきた長期、固定、低利のローンは、今後はなくなります。そこで、民間金融機関の住宅ローンを証券化して流通させ、市場から資金を調達しようというのがこの証券化支援業務ですが、証券化ローンの金利は、市場の需要により決定してくる投資家に支払う利息、プラス住宅金融支援機構が事業運営するための費用、プラス民間金融機関の受取額相当の合計によつて決まってきます。つまり、市場の需要をこれまで以上にダイレクトに反映するものとなります。

また、本法律案では、財団法人公庫住宅融資保証協会も解散することになっていて、保証協会の権利義務も住宅金融支援機構が承継することになります。これまで保証協会が保証事業や団信事業により行っていた貸付債権の信用リスクは、今後は、今までの分の金利に上乗せすることで、住宅

機構がみずから負っていくこととされています。つまり、理論上、住宅金融の金利はその分高くなります。

さらに、住宅金融公庫の利率の低さは、民間金融機関の住宅融資の利率の上昇を抑える効果も少なからずあったと思いますが、これもなくなるということであります。

今後の証券化ローンの金利動向について、国土交通大臣はどのような見通しを立てているのか、お聞かせいただければというふうに思います。

また、借りる側から見たとき、今回の国の方針は決して温かいものではない。つまり、金利もこれまでより高くなる可能性や、証券化ローンからも民間金融機関の一般の住宅融資からも漏れてしまいう方も出てきってしまうことも考えられますが、この点はどのような見通しに立っているのでしょうか。資金を借りる側、つまり国民の皆さんにとって、本当にこの改革が意義あるものでしょうか。まだ証券化市場が小さい中で、市場ニーズにこたえることができるのでしょうか。国民の皆さんに説明をお聞かせください。

次に、新たな業者の参入についてお聞かせいたします。

証券化ローンの市場が認知され、拡大していくのに当たって、モーゲージバンクなどの新形態の業者が参入してくるようになると思います。

私もアメリカで金融の仕事をしていましたが、アメリカなどはこの分野でもかなり先進的な国で

もあり、モーゲージバンク、モーゲージブローカーなどがたくさんあって、消費者の方も多くの選択肢を持っています。日本でも市場を有効活用できるように、これらの業者の育成をしていくべきではないでしょうか。この点の取り組みについて、国土交通大臣にお答えいただきたいというふうに思います。(拍手)

次に、既往債権の証券化についてです。

新たに融資する証券化ローンの利率は市場の需要などから決定してくるわけですが、既往債権については、既に貸出利率が決まっています。ですから、例えば市場の需要の変化により、投資家に支払う利息が上昇した場合、逆ざやが発生してしまいうことになってしまいますから、このような場合は証券化はできないということになるかと思っています。財政投融資への繰り上げ償還に既往債権の証券化は幾らほど見込んでいるのか、また、市場の動向から証券化ができなくなってしまうような場合を想定してあるのかどうか、これらの点について国土交通大臣、お聞かせいただきたいというふうに思います。(拍手)

次に、住宅機構の融資業務についてお聞かせいたします。

基本的には住宅機構は直接融資はしないことになりませんが、被災した住宅等の復旧に対しては必要な資金の貸し付けを行うこととなっています。昨年のように災害が全国各地で多く発生したようなケースにおいては、住宅機構が実行する緊急融

資の額も大きくなるものと予想されます。

このとき、公庫のときのように長期、固定、低利の融資は可能なのでしょうか。財投への逆ざやが生じてしまうリスクから、肝心の利率がこれまよりも高目に、また、条件的にも厳しいものに設定されてしまうような心配はないのでしょうか。お聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、住宅融資保険制度ですが、この制度は、系列保証会社を持たない中小金融機関の住宅ローン、民間保証会社が引き受けない信用力の低い自営業者等への住宅ローンなどの信用補完の役割を果たしています。公庫から住宅機構になってもこの業務を引き続き行うことになっていますが、債務不履行等により保険金を支払わなければならないものは、実はたくさん抱えているのではないのでしょうか。

公庫が住宅融資保険を付保してあったものでローン事故になってしまっているものがどのくらいあるのか、件数と金額の累計を教えてくださいたいというふうに思います。

実質的には公庫が抱え込んで負担していたこれらについても住宅機構が承継して、採算は合うのでしょうか。今後の保険事業の見込みを国土交通大臣にあわせてお答えいただきたいというふうに思います。

次に、既往債権の管理、処理についてお聞かせいたします。

住宅金融支援機構は、自立的経営をうたっています。しかし、これはあくまでも、今後新しく始まる証券化支援業務などの部分については国からの補給金を入れずに独立して経営していくという意味にすぎません。この点には難しい問題もありますので、国民の皆さんにしっかりと説明すべき点であると思います。

この新しい融資支援機構は、原則として直接融資を行わないとはいえ、これまで逆ざやなどに国が毎年四千億円をつぎ込んでいた公庫の既往債権を引き継ぐわけですから、この部分を勘案すると、とても自立的経営などということは言えないです。

ですから、この損失処理の部分は、既往債権管理勘定という形で別勘定を設け、経理を行うこととなっています。財政融資への繰り上げ償還をする際、金利分に当たる補償金は免除することとなつています。金利が上昇して損失が膨らんだ最悪のケースの想定では、回収焦げつきが九千億円、逆ざや分が二兆一千億円、合わせると三兆円にも上ると言われています。これは、財投と税金で補てんされることになるわけです。

つまり、住宅金融公庫は多額の補給金を受けていて、これがむだであるということで、国民のニーズはあるけれども、総理の指示により整理してしまうことになりました。

一見、聞こえはいいですが、整理に当たって、見えにくいところで実は巨額の財政支援が行われ

ております。その上、公庫を廃止するという最初の方針の中で、本当に肝心な公庫の合理化などの部分については余り本腰が入っていないように感じております。ここには、何か国民の目をくらまして、都合の悪い部分ではできるだけ目立たないようになくごまかしてしまおうという、お得意の手法があるように思われます。

ですから、ここであえてこの部分を明らかにしていただきたいと思います。この三兆円の損失は一体だれが責任をとってくれるのでしょうか。そもそも、逆さやがこれほど出てしまうというのは、実は政策の失敗があったからではないかと思ひます。(拍手)

金利は一つの商品であります。繰り上げ償還に対してペナルティーを持たせるといった補完業務が必要であつたはずですが、そういった仕組みができていなかったのではないですか。国土交通大臣に御説明をいただきたいと思ひます。(拍手)

また、このような繰り上げ償還の際、補償金を免除するという決定は、財政投融資の出し手である財務省の協議の結果の判断であると思ひます。資金の出し手として、今後、この公庫の損失処理部分についての展望、そしてどのような指導を行つていくのかを財務大臣にお答えいただければと思ひます。

次に、財政投融資の運用方針についてお聞きいたします。

この問題は、言葉で言うのは簡単ですが、本件

だけでも三兆円にも上るといふ莫大な損失を、財務省は、金利なしでよいという形で穴埋めを決定することになりました。金額の大きさから見ても、これはいかげなものかと思ひます。物すごい大きなむだ遣いではないでしょうか。ほかでも多くあるようでは困ります。財投全体の今後の方針を財務大臣にお答えいただきたいというふうに思ひます。

総括として、以上のことから、小泉総理を中心とした政府は、大どころについて、自分で責任を持たず、最後には国民にツケを回してあります。(拍手)

例えば、自衛隊のイラク派遣であります。九月十一日のテロでも、私もサラリーマン時代の仲間がワールド・トレード・センターの七十九階の南棟にいましたので、二十人以上亡くなつております。その意味では、小泉総理の何倍もテロが憎いであります。

しかし、だからといって、何でイラクなんですか。ビンラディンはどこに行つてしまつたのでしょうか。いつの間にか、ビンラディンがイラクの話になり、そして、イラクへの武力の行使に対し、それに賛成した日本。

私は、あえて言ひます。小泉総理、自衛隊の派遣先が非戦闘地域で、そんなに安全なら、あなた自身がイラクに行くべきであります。そして、与党の皆さんも賛成したなら、まず自分が行くべきであると思ひます。自分たちで決めたことは、自

衛隊にだけ押しつけないで、自分が責任を果たすべきだと思ひます。

私は、自衛隊が悪いと言つてゐるのではないんです。自衛隊と家族がかわいそうだと言つてゐるのであります。(拍手)

派遣を決めたら、小泉総理が大好きな米国のブッシュ大統領やイギリスのブレア同様、リーダーがまず行くべきであると思ひます。まるで他人事であり、私は、冷たいなというふうに思ひます。

また、先日、私が自分の子供とテレビを見ていたら、下の娘がぼつりと言ひました。「パパ、この人、一億円もらつたのになぜ捕まらないの。」だつたです。私は一瞬答えに窮しましたが、「悪いことをした人が捕まるような国にするため、パパは仕事をしているんだ。」と私は答えました。(拍手)

このような疑問を持つてゐるのは私の子供だけでしょうか。

また、こんなこともありましたが、中越地震の募金運動を地元でしたときでしたが、二人の姉妹が近づいてきて、一人は小学校三年生、一人は小学校一年生と言つていました。それぞれが自分の財布の中から、入つていたお金をすべて、三十円と十円を使つてねと言つて募金してくれました。私は、その温かさと重みに大変感動いたしました。どこそこの一億円よりもずっとと価値がありました。(拍手)

政治は、言うまでもなく、弱い立場やお年寄りのためと同時に、未来がある若人や子供たちのものであると思ひます。

私は、小泉内閣が全然だめだということを言つてゐるではありません。ほとんどだめだと言つてゐるのであります。子供たちの未来を小泉内閣を中心にした与党の皆さんにこれ以上任せるわけにいきません。(拍手)

郵政民営化の前に、国会や国会議員の大切なエネルギーを向ける先は、景気、社会保障、外交、政治改革など、もっと重大な問題なのではないでしょうか。順番や方向性を失つた日本丸を立て直すために、私どもは、必ずや近い将来、政権につき、本当の正しい国家戦略を持つた日本を築いていくことをお誓ひ申し上げます、私、下条みつこの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣北側一雄君登壇)

○国務大臣(北側一雄君) まず、証券化支援業務の意義についてお尋ねがございました。この新法人の業務の柱となる証券化支援業務により供給される証券化ローンの仕組みは、従来の住宅金融公庫融資に比べまして、次の点に特徴がございます。

まず第一に、従来の公庫融資では、金利とは別に保証料を支払ふこと等により信用補完を行つていたのに対し、証券化ローンでは、金利の中に保証料相当分が含まれております。

このため、見かけ上の金利は、従来の方式に比べまして高くなる面がございますが、その一方で、金利とは別に保証料や保証人が不要になりますので、こうした従来の公庫融資との違いについて利用者に説明することにより、消費者に混乱を与えないように努めてまいりたいと考えております。

第二に、従来の公庫融資の資金調達は、財投資金に頼っておりまして。証券化ローンでは、住宅ローン担保証券発行による市場調達となります。このため、証券化ローンが低い金利で安定的に供給されるためには、住宅ローン担保証券が市場で円滑に消化されることが必要でございます。

御指摘のとおり、住宅ローン担保証券の発行規模は、現在、住宅ローン市場と比べますと小さいものとなっておりますが、証券化ローンの普及を図るため、投資家向けの広報活動の積極的展開や任意繰り上げ返済の速度を示す投資分析モデルの開発など、投資環境の整備を進めることにより、市場の健全な発展のための対策を講じることとしております。

現在、超低金利の状況下で、変動金利あるいは短期固定型を中心に民間住宅ローンが供給されており、今後、金利が上昇すれば、ローンの返済額が急増することが懸念されます。一方、証券化支援業務は、民間金融機関を通じて、国民の方々が安心できる長期固定の住宅ローンを多く供給できるものになると考えております。

今回の住宅金融公庫改革は、民にできることは民にゆだねるという特殊法人改革の趣旨を踏まえ、効率的な住宅金融市場を整備することを目指したものでございますが、国民の皆様にとっても、引き続き長期固定ローンが安定的に供給される新たな仕組みが構築される意義深いものと考えております。

次に、新たな業者の参入についてお尋ねがございました。

証券化の仕組みが発達しましたアメリカにおきましては、議員の御指摘のように、住宅ローンの貸し出しと回収を専業とするモーゲージバンカーによる貸し出しが新規貸し出しの半分以上を占めるまでになっております。我が国におきましても、公庫の証券化支援事業の実施に伴い、新たなモーゲージバンカーの参入も見られるようになりました。

証券化ローンが効率的に提供される住宅金融市場を整備するためには、従来の銀行などだけではなく、こうしたモーゲージバンカーをも含めた多様な主体による競争的環境の中でローンが供給され、消費者から見た選択肢が広がることが望ましいと考えております。

このような観点から、モーゲージビジネスに新規参入するために必要な融資審査の汎用システム整備や住宅ローンに関する講習会の開催などにより、モーゲージバンカー等の新規参入の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

既往債権の証券化についてお尋ねがございました。

財政融資資金の繰り上げ償還の原資につきましては、既往債権を証券化することにより得られる資金と融資利用者から返済された資金を財源とすることを考えておりますが、平成十七年度における既往債権の証券化は、一兆一千億円程度実施することとしております。

この発行規模は、平成十六年度における公庫の住宅ローン担保証券発行額三千六百億円の約三倍の規模であります。我が国の市場において消化は十分可能なものと見込んでおります。さらに、既往債権の証券化を通じて一定のまとまった規模の住宅ローン担保証券を定期的に発行していくことが、今後の市場の安定的な発展に寄与するものと考えております。

災害復興住宅融資についてお尋ねがございました。

災害の被災者の住宅復興のため、住宅金融公庫は、これまで低利かつ長期固定の資金を機動的に供給してきたところでございます。

今般、独立行政法人の設置に伴いまして、民間で取り組んでいる融資は廃止することとしておりますが、民間金融機関で対応できない災害復興住宅融資については、新法人において継続して実施することとしております。

新法人の融資に必要な資金については市場から調達することとしておりますが、災害復興住宅融

資については、例外的に財政融資資金を活用することにより、これまでと同様、低利かつ長期固定の資金を機動的に確保することとしておるところでございます。

住宅融資保険制度についても御質問がございました。

住宅金融公庫は、中小規模のものも含めた民間金融機関が円滑に住宅ローンを供給することを促すため、民間住宅ローンに係る信用を補完する住宅融資保険業務を推進しており、平成十五年度末までの保険付保実績は、累計で約四十九万件、約五兆七千億円となっております。

住宅融資保険に係るこれまでの事故は、制度創設後平成十五年度末までの累計で約八千七百件、約一千二百億円となっており、近年増加する傾向でございます。

この結果、平成十五年度決算における累積損失金が五十億円となっておりますが、本業務を安定的に運営するための基金が百八十億円造成されていることもあり、業務の推進に特段の支障は生じていない状況でございます。

また、こうした近年の事故の増加に対応しまして、本年度より保険料の引き上げを行ったところであり、本業務に係る収支は改善していくものと考えております。

今後とも、保険事故の状況を慎重に見きわめながら機動的に保険料の見直しを行うなど、住宅融資保険業務の安定的な運営に努めてまいります。

最後に、任意繰り上げ返済に対するペナルティーについてお尋ねがございました。

住宅金融公庫の補給金の原因となっている貸付金に係る任意繰り上げ返済による逆さを防止するためには、議員の御指摘のように、任意繰り上げ返済を行うとする利用者からペナルティーとして補償金を徴収することが考えられます。

しかし、そうしたことをすることが果たして本当に住宅政策として適切かどうかということでございます。このような措置をとらなかったのは、補償金を徴収する事例が民間住宅ローンでも一般的ではなく、また、住みかえや転勤などの理由による任意繰り上げ返済もある中で、補償金を徴収し、国民の住宅ローンに係る選択肢をいたさらに狭めることは、国民の計画的な住宅取得を支援するという住宅政策上の意義に照らして、適当ではないと考えたからでございます。

こうした点を踏まえれば、財政的負担の原因となっている任意繰り上げ返済を認めてきたことは、長期固定ローンの安定的な供給により国民の皆様が円滑に住宅取得を行える環境を整備する住宅政策上必要な措置であつたと考えております。

(拍手)

(國務大臣谷垣禎一君登壇)

○國務大臣(谷垣禎一君) 下条議員にお答えいたします。

住宅金融公庫の損失処理についての展望及び指導、さらに財投全体の今後の方針についてお尋ねがございました。

住宅金融公庫については、既往債権について、借り手からの繰り上げ返済の急増に起因する逆さやの発生等によりまして、補給金措置が必要な状況にあります。

このため、まず新たな業務は補給金に頼らないこととするほか、民間で取り組んでいる直接融資を廃止する、それから財投の活用を原則終了するなどの抜本的な事業の見直しや、組織、業務の効率化など最大限の自助努力を行うこと等、一定の条件のもとで例外的に、財政融資資金への補償金なしの繰り上げ償還を行うこととしたものであります。こうした措置により補給金所要額を大幅に圧縮した上で早期の処理を進め、新法人の第一期中期計画期間中に補給金を廃止することとしております。

また、財政投融資全体については、十七年度財政計画編成の中で、すべての財投事業について総点検を行い、その結果を踏まえ、住宅金融公庫について先ほど申し上げた措置をとること等によりまして、将来の財務上の懸念が解消され、財投事業全体としての健全性を確かなものとしたところであります。

いずれにせよ、今後とも、対象事業の重点化、効率化を図りながら、適切な財投編成を行つてまいることが重要だと考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

出席國務大臣

出席副大臣

財務大臣	谷垣 禎一君
国土交通大臣	北側 一雄君
国土交通副大臣	蓮実 進君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十九日、小泉内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第二三六号

平成十七年四月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

私は、平成十七年四月二十一日(木)午後五時羽田空港発、四月二十四日(日)午後十一時五十分同空港着の予定で、インドネシア共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

一、昨二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律
環境省設置法の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律

一、昨二十日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件

(報告書及び文書受領)

一、去る十九日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく平成十六年度森林及び林業の動向に関する年次報告

森林・林業基本法第十条第二項の規定に基づく平成十七年度において講じようとする森林及び林業施策についての文書

一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領した。

自衛隊法第六十二条第五項の規定に基づく平成十六年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第一項において防衛庁の職員に準用する同法第二十二條第三項の規定に基づく平成十六年防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する報告

官 報 (号 外)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

園田 博之君

坂本 哲志君

河村たかし君

奥田 建君

仙谷 由人君

鈴木 康友君

坂本 哲志君

園田 博之君

奥田 建君

河村たかし君

鈴木 康友君

仙谷 由人君

財務金融委員

辞任

補欠

鈴木 俊一君

御法川信英君

谷川 弥一君

大前 繁雄君

大前 繁雄君

谷川 弥一君

御法川信英君

鈴木 俊一君

農林水産委員

辞任

補欠

木村 太郎君

早川 忠孝君

仲野 博子君

青木 愛君

松本 謙公君

辻 恵君

早川 忠孝君

木村 太郎君

青木 愛君

仲野 博子君

辻 恵君

松本 謙公君

国土交通委員

辞任

補欠

河本 三郎君

佐藤 勉君

菅原 一秀君

大前 繁雄君

中野 正志君

菅 義偉君

葉梨 康弘君

原田 令嗣君

下条 みつ君

篠原 孝君

樽井 良和君

松本 大輔君

原田 令嗣君

葉梨 康弘君

大前 繁雄君

菅原 一秀君

佐藤 勉君

河本 三郎君

菅 義偉君

中野 正志君

篠原 孝君

下条 みつ君

松本 大輔君

樽井 良和君

環境委員

辞任

補欠

城内 実君

原田 令嗣君

根本 匠君

近藤 基彦君

松本 龍君

岸本 健君

土井たか子君

山本喜代宏君

近藤 基彦君

根本 匠君

原田 令嗣君

城内 実君

岸本 健君

松本 龍君

山本喜代宏君

土井たか子君

一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

井上 信治君

城内 実君

河村たかし君

中村 哲治君

城内 実君

井上 信治君

中村 哲治君

河村たかし君

財務金融委員

辞任

補欠

木村 太郎君

松島みどり君

谷川 弥一君

菅原 一秀君

小林 憲司君

大出 彰君

田島 一成君

中村 哲治君

菅原 一秀君

佐藤 勉君

松島みどり君

佐藤 勉君

佐藤 勉君

木村 太郎君

佐藤 勉君

谷川 弥一君

大出 彰君

小林 憲司君

文部科学委員

辞任

補欠

青木 愛君

仲野 博子君

古賀 一成君

中村 哲治君

高井 美穂君

寺田 学君

武山百合子君

金田 誠一君

笠 浩史君

村井 宗明君

金田 誠一君

奥田 建君

奥田 建君

長浜 博行君

今野 東君

武山百合子君

寺田 学君

高井 美穂君

中村 哲治君

古賀 一成君

仲野 博子君

青木 愛君

村井 宗明君

笠 浩史君

厚生労働委員

辞任

補欠

井上 信治君

寺田 稔君

木村 義雄君

石田 真敏君

小西 理君

梶山 弘志君

中山 泰秀君

坂本 剛二君

原田 令嗣君

津島 恭一君

橋本 清仁君

本多 平直君

藤田 一枝君

馬淵 澄夫君

水島 広子君

西村智奈美君

梶山 弘志君

後藤田正純君

坂本 剛二君

谷畑 孝君

津島 恭一君

佐藤 勉君

本多 平直君

寺田 学君

佐藤 勉君

城内 実君

谷畑 孝君

山本 拓君

石田 真敏君

木村 義雄君

城内 実君

原田 令嗣君

後藤田正純君

小西 理君

寺田 稔君

井上 信治君

山本 拓君

中山 泰秀君

寺田 学君

橋本 清仁君

西村智奈美君

水島 広子君

馬淵 澄夫君

藤田 一枝君

経済産業委員

辞任

補欠

武田 良太君

西川 京子君

西銘恒三郎君

小野 晋也君

海江田万里君	永田 寿康君
佐藤 公治君	中村 哲治君
小野 晋也君	西銘恒三郎君
西川 京子君	武田 良太君
中村 哲治君	佐藤 公治君
永田 寿康君	海江田万里君
国土交通委員	
木村 隆秀君	鈴木 淳司君
中野 正志君	菅 義偉君
松野 博一君	上川 陽子君
室井 邦彦君	篠原 孝君
若泉 征三君	仲野 博子君
上川 陽子君	松島みどり君
鈴木 淳司君	加藤 勝信君
篠原 孝君	松野 信夫君
菅 義偉君	木村 隆秀君
松島みどり君	中野 正志君
仲野 博子君	松野 博一君
若泉 征三君	若泉 征三君
松野 信夫君	室井 邦彦君
国家基本政策委員	
大島 理森君	大野 松茂君
久間 章生君	左藤 章君
武部 勤君	田中 和徳君
与謝野 馨君	馳 浩君
川端 達夫君	高木 義明君

平野 博文君	三日月大造君
大野 松茂君	大島 理森君
左藤 章君	久間 章生君
田中 和徳君	武部 勤君
馳 浩君	与謝野 馨君
高木 義明君	川端 達夫君
三日月大造君	平野 博文君
決算行政監視委員	
谷川 弥一君	萩生田光一君
中山 泰秀君	坂本 剛二君
平沼 赳夫君	西川 京子君
岡島 一正君	松本 謙公君
岡本 充功君	田嶋 要君
加藤 尚彦君	長妻 昭君
河村たかし君	藤村 修君
樽床 伸二君	稲見 哲男君
橋本 清仁君	津村 啓介君
坂本 剛二君	山下 貴史君
田嶋 要君	中根 康浩君
津村 啓介君	川内 博史君
長妻 昭君	加藤 尚彦君
萩生田光一君	平沼 赳夫君
大島 理森君	谷川 弥一君
久間 章生君	中山 泰秀君
武部 勤君	樽床 伸二君
与謝野 馨君	橋本 清仁君
川端 達夫君	岡本 充功君

藤村 修君 河村たかし君
松本 謙公君 岡島 一正君
議院運営委員
阿部 知子君 横光 克彦君
横光 克彦君 阿部 知子君
（議案提出）
一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
電波法及び放送法の一部を改正する法律案
（議案受領）
一、昨二十日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案
（議案付託）
一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
証券取引委員会設置法案（原口一博君外四名提出、衆法第一八号）
証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第七一号）
以上二件 財務金融委員会 付託
公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二四号）
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅

等の整備等に関する特別措置法案（内閣提出第二五号）
以上二件 国土交通委員会 付託
一、昨二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第七三三号）
総務委員会 付託
（議案送付）
一、去る十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
食育基本法案（第百五十九回国会衆法第九号）
一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案
旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
（議案通知書受領）
一、昨二十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案
環境省設置法の一部を改正する法律案
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第百六十一回国会内閣提出、本院継続審査）

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案

一、昨二十日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件

〔答弁書受領〕

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島聡君提出郵政民営化関連法案提出に関する質問に対する答弁書

平成十七年四月十一日提出
質問 第四八号

郵政民営化関連法案提出に関する質問主意書

提出者 島 聡

書 郵政民営化関連法案提出に関する質問主意書

郵政民営化は小泉内閣の最重要公約の一つである。「小泉改革宣言 自民党政権公約二〇〇三」（以下「自民党マニフェスト」という。）では、「郵政事業を二〇〇七年四月に民営化」と明記している。また、昨年の参議院選挙の際に出されたマニフェストにも、「郵政事業を二〇〇七年四月に民営化」と明記している。

このように政権公約に明記されているにも関わらず、郵政民営化に関連した法案は未だ国会に提出されていない。マニフェストで公約に掲げた郵政民営化について、小泉内閣総理大臣に質問する。

一 自民党マニフェストでは、郵政事業の改革について、「二〇〇四年秋頃までに結論を得る。」としていた。しかしながら、現在に至っても、郵政事業改革については政府と自民党の調整が

ついていない。二〇〇四年秋頃までに結論を得るという小泉総理の公約は守られなかったものと考ええるが、小泉総理のお考えはいかがか。

二 自民党マニフェストには、「郵政事業を二〇〇七年四月に民営化」と明記されている。自民党マニフェストは、公職選挙法第四十二条の二に規定される「国政に関する重要政策及びこれを

実現するための基本的な方策等を記載したもの」である。公職選挙法の趣旨から見て、政府が郵政事業の民営化を実行しようとするときに、マニフェストで期限を明示して郵政民営化を公約した政党がこれに反対することは、マニ

フェスト時代の政党のあり方として問題であると考ええるが、小泉総理のお考えはいかがか。

三 小泉総理が国民に公約した郵政事業の民営化のための法律案が現在まで国会に提出されていないのは、与党の事前審査に時間をかけているためである。しかし、これはあくまで慣行にすぎず、何ら法的な根拠はない。小泉総理には、

マニフェストでの公約を守るため、与党の事前承認を経ずに法案を提出する考えはありか。また、法案を何月何日までに国会に提出するお考えか。

右質問する。

内閣衆質一六二第四八号
平成十七年四月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員島聡君提出郵政民営化関連法案提出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員島聡君提出郵政民営化関連法案提出に関する質問に対する答弁書

一について
「小泉改革宣言 自民党政権公約二〇〇三」においては、「郵政事業を二〇〇七年四月から民営化すると政府の基本方針を踏まえ、日本郵政公社の経営改革の状況を見つつ、国民的論議を行い、二〇〇四年秋頃までに結論を得る。」と記載されているものと承知しているところ、政府においては、平成十六年九月十日に「郵政民営化の基本方針」を閣議決定したところである。

二について
お尋ねの「政党のあり方」について、政府としてお答えする立場にない。

三について
政府としては、郵政民営化に関する所要の法律案を平成十七年四月中に国会に提出することができるよう、与党との調整に最大限の努力をしているところである。

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
平成十七年二月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律

（通訳案内業法の一部改正）
第一条 通訳案内業法（昭和二十四年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
通訳案内士法

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章	総則（第一条―第四条）
第二章	通訳案内士試験（第五条―第十七条）
第三章	登録（第十八条―第二十八条）

第四章 通訳案内士の業務(第二十九条―第三十四条)

第五章 雑則(第三十五条―第三十八条)

第六章 罰則(第三十九条―第四十三条)

附則

第一章 総則

第一条中「通訳案内業の健全な発達を図り、外客接遇の向上に資する」を「通訳案内士の制度を定め、その業務の適正な実施を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もつて国際観光の振興に寄与する」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

(業務)

第二条 通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。)を行うことを業とする。

(資格)

第三条 通訳案内士試験に合格した者は、通訳案内士となる資格を有する。

第四条の見出し中「絶対的」を削り、同条中「者には、免許を与えない」を「者は、通訳案内士となる資格を有しない」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第四条に次の一号を加える。

三 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第三十六条第三項において準用する第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第四条の二及び第四条の三を削る。

第十九条第一項中「第十二条第一項」を「第二十九條第一項又は第二項」に、「千円」を「十万円」に改め、同条第二項を削り、同条を第四十三條とする。

第十九條第一項又は第二項に、「千円」を「十万円」に改め、同条第二項を削り、同条を第四十三條とする。

第十七條及び第十八條を削る。

第十六條の前の見出しを削り、同条中「第五條の五第一項」を「第十四條第一項」に改め、同条を第三十九條とし、同条の次に次の三條を加える。

第四十條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により通訳案内士の登録を受けた者

二 第三十三條第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

三 第三十六條の規定に違反した者

第四十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十條の規定に違反した者

二 第三十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十七條の規定に違反した者

第四十二條 第三十五條第一項の団体が同項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第十五條を削る。

第十四條の見出しを「懲戒」に改め、同条第一項を次のように改める。

通訳案内士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、都道府県知事は、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 一年以内の業務の停止

三 業務の禁止

第十四條第二項中「前項の規定による営業の停止の命令」を「前項第一号又は第二号に掲げる処分」に改め、同条第三項中「第一項の規定による」を「第一項各号に掲げる」に改め、同条を第三十三條とし、同条の次に次の一条、一章及び章名を加える。

(報告)

第三十四條 都道府県知事は、通訳案内士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、通訳案内士に対し、その業務に関し必要な報告を求めることができる。

第五章 雑則

(通訳案内士の団体)

第三十五條 通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図り、併せて通訳案内に関する業務の進歩改善を図ることを目的とする団体は、国土交通大臣に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした団体は、一定の課程を定め、通訳案内士に対する研修を実施しなければならない。

3 国土交通大臣は、通訳案内の適正な実施を確保するため必要があるときは、第一項の規定による届出をした団体に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

(通訳案内士でない者の業務の制限)

第三十六條 通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

(名称の使用制限)

第三十七條 通訳案内士でない者は、通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(経過措置)

第三十八條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置

官 報 (号 外)

(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第十三条の見出しを削り、同条中「通訳案内業者は、左の」を「通訳案内士は、次に掲げる」に改め、同条第一号中「あつ、旋を」あつせんに改め、同条第二号中「通訳案内を」の下に「受けることを」を加え、同条第三号中「免許証を」登録証に改め、同条を第三十条とし、同条の前に見出しとして「禁止行為」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第三十一条 通訳案内士は、前条に規定するもののほか、通訳案内士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(知識及び能力の維持向上)

第三十二条 通訳案内士は、第三十五条第一項の規定により届出をした団体が同条第二項の規定に基づき実施する研修を受けること等により、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

第十二条の見出しを「登録証の提示等」に改め、同条第二項中「当該官吏員を」国又は地方公共団体の職員に、「証票を」証明書に、「通訳案内業者」を「通訳案内士」に改め、同項を

同条第三項とし、同条第一項中「通訳案内業者は、就業中免許証を携帯し、当該官吏員を」通訳案内士は、その業務を行つてゐる間は、登録証を携帯し、国若しくは地方公共団体の職員に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

通訳案内士は、その業務を行う前に、通訳案内を受ける者に対して、登録証を提示しなければならない。

第十二条を第二十九条とする。

第三十一条の見出しを「登録の細目」に改め、同条中「第三条から前条までに規定するもののほか、免許の申請、第三条の試験並びに免許証の交付、書換え、再交付及び返納について」を「この法律に定めるもののほか、通訳案内士の登録に関し」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章 通訳案内士の業務

第十条を削る。

第九条の見出しを「登録証の再交付」に改め、同条中「通訳案内業者は、免許証を」通訳案内士は、登録証に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は免許証の記載事項に変更を生じたとき」及び「又は書換えを削り、同条を第二十四条とし、同条の次に次の見出し及び三条を加える。

(登録の抹消)

第二十五条 通訳案内士が次の各号のいずれか

に該当する場合には、都道府県知事は、その登録を抹消しなければならない。

- 一 その業務を廃止したとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 第四条各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 四 偽りその他の不正の手段により通訳案内士の登録を受けたことが判明したとき。

2 通訳案内士が前項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなつたときは、その者又は相続人は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第二十六条 通訳案内士が第二十一条第一項に規定する国土交通省令で定める者に該当するに至つた場合には、都道府県知事は、その登録を抹消することができる。

(通訳案内士登録簿の閲覧)

第二十七条 都道府県知事は、通訳案内士登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

第七条及び第八条を削る。

第六条の二を第十六条とし、同条の次に次の一条、章名及び六条を加える。

(試験の細目)

第十七条 この法律に定めるもののほか、通訳案内士試験に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三章 登録

(登録)

第十八条 通訳案内士となる資格を有する者が

通訳案内士となるには、通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(通訳案内士登録簿)

第十九条 通訳案内士登録簿は、都道府県に備える。

(登録の申請)

第二十条 第十八条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、登録申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、通訳案内士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者以下「申請者」という。)が通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めたときは、その登録を拒否しなければならない。

2 都道府県知事は、申請者が前項に規定する国土交通省令で定める者に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、当該都道府県知事の指定

する職員にその意見を聴取させなければならない。

(通訳案内士登録証)

第二十二條 都道府県知事は、通訳案内士の登録をしたときは、申請者に第十八条に規定する事項を記載した通訳案内士登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第二十三條 通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 通訳案内士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

第六條第一項中「第三条の試験」を「通訳案内士試験」に改め、同条を第十五条とする。

第五条の五を第十四条とする。

第五条の四第一項中「通訳案内業を営む者(以下「通訳案内業者」という。)」を「通訳案内士」に、「通訳案内業者試験委員」を「通訳案内士試験委員」に改め、同条を第十三条とする。

第五条の三を第十二条とする。

第五条の二第一項中「第三条の試験」を「通訳案内士試験」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第一項」に、「手数料」を「受験手数料」に改め、同条を第十一条とする。

第五条の見出しを「試験の方法及び内容」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「第三

条の試験は、左の」を「筆記試験は、次に掲げる」に改め、同項第五号を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。

第五条に次の一項を加える。

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、通訳案内の実務について行う。

第五条を第六条とし、同条の次に次の四条を加える。

(試験の免除)

第七條 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる試験を免除する。

一 一の外国語による筆記試験に合格した者 次回の通訳案内士試験の当該外国語による筆記試験

二 一の外国語による通訳案内士試験に合格した者 他の外国語による通訳案内士試験の外国語以外の科目についての筆記試験

三 前条第二項各号に掲げる科目について筆記試験に合格した者と同等以上の知識又は能力を有する者として国土交通省令で定める者 当該科目についての筆記試験

(試験の執行)

第八條 通訳案内士試験は、毎年一回以上、国土交通大臣が行う。

(合格証書)

第九條 通訳案内士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(受験手数料)

第十條 通訳案内士試験を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、通訳案内士試験を受けなかつた場合においても返還しない。

第四条の次に次の章名及び一条を加える。

第二章 通訳案内士試験

(試験の目的)

第五條 通訳案内士試験は、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。

(外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第二條 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本方針、外来客訪促進計画及び地域観光振興計画(第三条―第五条)

第三章 地域観光振興事業の促進

第一節 地域観光振興事業計画の認定等(第六条―第十三条)

第二節 地域観光振興計画の作成等の提案(第十四条―第十六条)

第四章 旅行に要する費用の低廉化(第十七条―第十八条)

第五章 外国人観光旅客に対する接遇の向上(第十九条)

第六章 雑則(第二十条―第二十五条)

第七章 罰則(第二十六条)

附則

第一章 総則

第一条中「外国人観光旅客が集中する地域以外の地域への」を削り、「宣伝」の下に、「地域における創意工夫を生かした観光の振興に関する活動の促進」を加え、「多様化」を「整備等」に改める。

第二条に次の一項を加える。
3 この法律において「地域観光振興事業」とは、第七条第一項の認定構想推進事業者が、単独で又は他の者と共同して実施する外国人観光旅客の来訪の促進に資する事業であつて、次に掲げるものをいう。

官 報 (号 外)

一 外国人観光旅客の観光の魅力の増進に資する教養文化施設その他の外国人観光旅客の来訪の促進に資する施設で、国土交通省令で定めるものの整備及び運営に関する事業 二 外国人観光旅客の観光に適する催しに関する事業 三 外国人観光旅客の利便の増進を図るための運送事業 四 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝に関する事業 五 外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事業 六 その他外国人観光旅客の来訪の促進に資する事業 第二条の次に次の章名を付する。 第二章 基本方針、外客来訪促進計画及び地域観光振興計画 第三条第一項並びに第二項第一号及び第五号中「多様化」を「整備等」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。 三 地域観光振興事業の実施について指針となるべき事項 第五条を次のように改める。 (地域観光振興計画) 第五条 その区域の全部又は一部が前条第三項(同条第六項後段において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣が同意した外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域の区域内にある市町村(以下単に「市町村」という。)は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該市町村への外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する計画(以下「地域観光振興計画」という。)を定めることができる。 一 地域観光振興計画の区域(以下「振興地域」という。) 二 振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する基本的な方針 三 振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興の目標 四 振興地域における地域観光振興事業に関する基本的な事項 五 その他振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する事項 2 市町村は、地域観光振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。 3 国土交通大臣は、市町村の求めに応じ、地域観光振興計画の作成に関し、必要な助言を行うよう努めるものとする。 4 市町村は、地域観光振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国	土交通大臣にその写しを送付しなければならない。 5 前三項の規定は、地域観光振興計画の変更について準用する。 第十条中「多様化」を「整備等」に改め、「宣伝」の下に、「地域における創意工夫を生かした観光の振興に関する活動の促進」を加え、同条を第二十二条とする。 第九条の見出しを削り、同条を第十九条とし、同条の次に次の章名及び二条を加える。 第六章 雑則 (国の援助等) 第二十条 国及び地方公共団体は、外客来訪促進計画又は地域観光振興計画の達成に資するため、これらの計画の実施に必要な事業を行う者に対する必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。 2 地方公共団体が外客来訪促進計画又は地域観光振興計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。 (海外における宣伝等の措置) 第二十一条 機構は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するため、外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域について、海外における宣伝を行うほか、これに関連して関係	地方公共団体が行う海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるとともに、必要に応じて、その他の地域の海外における宣伝を行うよう努めなければならない。 第八条中「機構を「独立行政法人国際観光振興機構(以下「機構」という。)」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の章名を付する。 第五章 外国人観光旅客に対する接遇の向上 第七条第二項中(昭和二十六年法律第百八十三号)及び(昭和二十四年法律第百八十七号)を削り、同条第三項を削り、同条を第十七条とする。 第六条を削る。 第五条の次に次の一章及び章名を加える。 第三章 地域観光振興事業の促進 第一節 地域観光振興事業計画の認定等 (地域観光振興事業構想の認定) 第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしい者として国土交通省令で定める者は、地域観光振興計画に記載された地域観光振興事業に関する総合的かつ基本的な構想(以下「地域観光振興事業構想」という。)を作成し、こ
--	--	---

れを市町村に提出して、当該地域観光振興事業構想が適当である旨の認定を申請することができる。

2 地域観光振興事業構想には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 振興地域における地域観光振興事業の概要

二 前号の事業を実施することにより期待される効果

3 市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その地域観光振興事業構想が地域観光振興計画の内容に照らして適切なものであり、かつ、当該地域観光振興事業構想に係る事業が実施可能であると認めるときは、その認定をするものとする。

4 市町村は、前項の規定による認定を行ったときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(地域観光振興事業構想の変更等)

第七条 前条第三項の規定による地域観光振興事業構想の認定を受けた者(以下「認定構想推進事業者」という。)は、当該認定に係る地域観光振興事業構想を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

2 市町村は、認定構想推進事業者が作成した当該認定に係る地域観光振興事業構想(前項の規定による変更の認定があったときは、その

の変更後のもの。次条第一項において「認定地域観光振興事業構想」という。)に係る事業が、経済事情の変動その他情勢の推移により実施可能でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は第一項の場合について、同条第四項の規定は前項の場合について準用する。

(地域観光振興事業計画の認定)

第八条 認定構想推進事業者は、単独で又は他の者と共同して、認定地域観光振興事業構想に記載されている地域観光振興事業に関する計画(以下「地域観光振興事業計画」という。)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 前項の認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該地域観光振興事業計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 地域観光振興事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地域観光振興事業の目標及び内容

二 地域観光振興事業の実施時期

三 地域観光振興事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

4 国土交通大臣は、第一項の認定の申請が

あった場合において、その地域観光振興事業計画が基本方針のうち第三条第二項第三号の指針となるべき事項の内容に照らして適切なものであること、当該地域観光振興事業計画に係る地域観光振興事業が確実に実施される見込みがあることその他国土交通省令で定める要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

5 国土交通大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、関係都道府県に対して、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(地域観光振興事業計画の変更等)

第九条 前条第四項の規定による地域観光振興事業計画の認定を受けた者(以下「認定地域観光振興事業者」という。)は、当該認定に係る地域観光振興事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、認定地域観光振興事業者が作成した当該認定に係る地域観光振興事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域観光振興事業計画」という。)に従って地域観光振興事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は前項の場合について準用する。

(道路運送法の特例)

第十条 地域観光振興事業を実施しようとする者であつて道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営するものが、外国人観光旅客の利便の増進を図るために実施する運送事業であつて国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された地域観光振興事業計画について、第八条第四項の認定(前条第一項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた場合において、認定地域観光振興事業計画に従つて当該運送事業を行うに当たり、同法第十五条第一項の認可を受けなければならないとき又は同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の届出を行わなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(海上運送法の特例)

第十一条 地域観光振興事業を実施しようとする者が、外国人観光旅客の利便の増進を図るために実施する海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業であつて国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された地域観光振興事業計画について、第八条第四項の認定を

受けた場合において、認定地域観光振興事業計画に従つて当該運送事業を行うに当たり、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の届出を行わなければならないときは、これらの規定による届出をしたものとみなす。

2 地域観光振興事業を実施しようとする者であつて海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営むものが、外国人観光旅客の利便の増進を図るために実施する運送事業であつて国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された地域観光振興事業計画について、第八条第四項の認定を受けた場合において、認定地域観光振興事業計画に従つて当該運送事業を行うに当たり、同法第十一条の二第一項の届出を行わなければならないとき又は同条第二項の認可を受けなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(地方債の特例)

第十二条 市町村が、認定地域観光振興事業者のうち総務省令で定めるものが認定地域観光振興事業計画に従つて行おうとする総務省令で定める施設の設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に係る経費について出資、補助その他の助成を行おうとする場合において、当該助成に要する経費であつて

地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

(報告の徴収)

第十三条 国土交通大臣は、認定地域観光振興事業者に対し、地域観光振興事業の実施状況について報告を求めることができる。

第二節 地域観光振興計画の作成等の提案

(地域観光振興事業構想を作成しようとする者による地域観光振興計画の作成等の提案)

第十四条 民法第三十四条の規定により設立された法人、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしい者として国土交通省令で定める者であつて、地域観光振興事業構想を作成し、又は変更しようとするものは、国土交通省令で定めるところにより、市町村に対し、そのために必要な地域観光振興計画の作成又は変更をすること提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地域観光振興計画の素案を添えなければならない。

(計画提案に対する市町村の判断等)

第十五条 市町村は、前条の規定による提案(以下「計画提案」という。)が行われたときは、遅滞なく、計画提案を踏まえて地域観光

振興計画の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(地域観光振興計画の作成等をしていない場合にとるべき措置)

第十六条 市町村は、計画提案が行われた場合において、地域観光振興計画の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

第四章 旅行に要する費用の低廉化

本則に次の三条及び一章を加える。

(権限の委任)

第二十三条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

(国土交通省令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第二十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第二十六条 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

(外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第三条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 外国人観光旅客に対する待遇の向上(第十九条)」を

「第五章 外国人観光旅客に
第一節 公共交通事業者
第二節 地域限定通訳案内
第三節 独立行政法人国

対する待遇の向上
等が講ずべき措置(第十九条―第二十二
内士(第二十二条―第三十六条)
際観光振興機構が講ずべき措置(第三十七
三条」に、「第二十六条」を「第四十四条―第五十条」に改める。

第二条に次の三項を加える。

4 この法律において「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)

二 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。)

三 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業者

四 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三十六号)によるバスターミナル事業を営む者

五 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次項第四号において同じ。)を営む者

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

七 前各号に掲げる者以外の者で次項第一号、第四号又は第五号の旅客施設を設置

し、又は管理するもの

5 この法律において「旅客施設」とは、次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

一 鉄道事業法による鉄道施設

二 軌道法による軌道施設

三 自動車ターミナル法によるバスターミナル

四 海上運送法による輸送施設(船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)

五 航空旅客ターミナル施設

6 この法律において「車両等」とは、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車、船舶及び航空機をいう。

第四条第一項第六号中「その他外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項」を削り、同項に次の一号を加える。

七 外客来訪促進地域において地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る場合にあつては、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項その他必要な事項

八 その他外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項

第四条第三項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項が定められた場合にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該地域限定通訳案内士試験が行われる都道府県内の計画地域が、地域固有の観光の魅力についての通訳案内(通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第二条に規定する通訳案内をいう。以下同じ。)に対する外国人観光旅客の需要に應ずるに足りる適当な通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る必要があると認められる地域であること。

ロ 当該地域限定通訳案内士試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

第五条第一項中「含む」の下に、第二十六条第二項において同じ)を加える。

第十条中「昭和二十六年法律第八十三号」を削る。

第十一条第一項中「(昭和二十四年法律第八十七号)」を削る。

第十七条第二項中「(昭和六十一年法律第九十二号)」、「(大正十年法律第七十六号)」及び「(昭和二十七年法律第二百三十一号)」を削る。

第二十六条を第四十七条とし、第七章中同条の前に次の三条を加える。

第四十四条 第三十六条第一項において準用する

通訳案内士法第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条の規定に違反した者

二 偽りその他の不正の手段により地域限定通訳案内士の登録を受けた者

三 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条の規定に違反した者

二 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

三 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六章中第二十五条を第四十三条とし、第二十条から第二十四条までを十八条ずつ繰り下げる。

第五章中第十九条を第三十七条とし、同条の前に次の二節及び節名を加える。

第一節 公共交通事業者等が講ずべき措置

(外国語等による情報の提供の促進)
第十九条 公共交通事業者等は、国土交通大臣

が定める基準に従い、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置(以下「情報提供促進措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。 (情報提供促進措置を講ずべき区間の指定) 第二十条 国土交通大臣は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航路について、外国人観光旅客の円滑な利用を確保するため、外国語等による情報の提供の促進を図ることが特に必要であると認めるときは、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間であつて、国土交通省令で定める要件に該当するものを情報提供促進措置を講ずべき区間として指定することができる。 2 前項の規定による指定は、告示によつて行う。 3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等の意見を聴くものとする。 4 前二項の規定は、第二項の規定により指定された区間の指定の解除及びその区間の変更について準用する。	(情報提供促進措置の実施) 第二十一条 前条第一項の規定により指定された区間において事業を営んでいる公共交通事業者等は、単独で又は共同して、その指定された区間において事業の用に供する旅客施設及び車両等に係る情報提供促進措置を実施するための計画(次項において「情報提供促進実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該情報提供促進措置を実施しなければならない。 2 情報提供促進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 情報提供促進措置の対象となる旅客施設又は車両等 二 情報提供促進措置の内容 三 情報提供促進措置の実施予定期間 3 公共交通事業者等は、第一項の計画を作成したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 (情報提供促進措置の実施に係る勧告等) 第二十二条 国土交通大臣は、公共交通事業者等が前条第一項の規定による情報提供促進措置を実施していないと認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該情報提供促進措置を実施すべきことを勧告することができる。 2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を	した場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 第二節 地域限定通訳案内士 (地域限定通訳案内士の業務等) 第二十三条 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。 2 地域限定通訳案内士については、通訳案内士の規定を適用せず、この法律の定めるところによる。 (地域限定通訳案内士となる資格) 第二十四条 地域限定通訳案内士試験に合格した者は、当該地域限定通訳案内士試験が行われた都道府県の区域において、地域限定通訳案内士となる資格を有する。 (地域限定通訳案内士の欠格事由) 第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの 二 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの	三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの (地域限定通訳案内士試験) 第二十六条 地域限定通訳案内士試験は、地域限定通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。 2 地域限定通訳案内士試験は、都道府県知事が、当該都道府県における地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について第四条第三項の規定により国土交通大臣が同意した場合に限り、次条から第三十三条まで及び第三十六条第一項の規定並びに国土交通大臣の定める基準に基づき、これを行う。 (試験の方法及び内容) 第二十七条 地域限定通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。 2 筆記試験は、次に掲げる科目について行う。 一 外国語 二 当該都道府県の区域に係る地理 三 当該都道府県の区域に係る歴史 四 当該都道府県の区域に係る産業、経済、政治及び文化
---	---	--	---

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、当該都道府県の区域における通訳案内の実務について行う。

(試験事務の代行)

第二十八条 都道府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして当該都道府県知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき地域限定通訳案内士試験に係る手数料を徴収する場合においては、第一項の規定により指定試験機関が行う地域限定通訳案内士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料の全部又は一部を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

(役員の選任及び解任)

第二十九条 指定試験機関の役員の選任及び解

任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第三十六条第一項において準用する通訳案内士法第十二条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画等)

第三十条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(監督命令)

第三十一条 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び立入検査)

第三十二条 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験

機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験の細目)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、指定試験機関その他地域限定通訳案内士試験に関し必要な事項は、政令で定める。

(資格を得た都道府県の区域以外における業務の制限)

第三十四条 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

(名称表示の場合の義務)

第三十五条 地域限定通訳案内士は、その業務に関して地域限定通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た都道府県の名称を明示してするものとし、当該都道府県以外の地域の名称を表示してはならない。

(通訳案内士法の準用)

第三十六条 通訳案内士法第七条、第九条並び

に第十五条第一項及び第二項の規定は地域限定通訳案内士試験について、同法第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第三項並びに第十六条の規定は指定試験機関について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十二条第一項中「試験事務の開始前」とあるのは「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律(以下「外客来訪促進法」という。)第二十八条第一項に規定する試験事務(以下単に「試験事務」という。)の開始前」と、同法第十三条第一項中「通訳案内士」とあるのは「地域限定通訳案内士」として、「通訳案内士試験委員」とあるのは「地域限定通訳案内士試験委員」と、同法第四項中「この法律(この法律」とあるのは「外客来訪促進法(外客来訪促進法」と読み替へるものとする。

2 通訳案内士法第三章の規定は、地域限定通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条(見出しを含む。)及び第二十七条(見出しを含む。)中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域限定通訳案内士登録簿」と、同法第二十条第一項及び第二十二條中「第十八条」とあるのは「外客来訪促進法第三十六条第二項において準用する第十八条」と、同法第二十二條(見出しを含む。

む。中「通訳案内士登録証」とあるのは「地域限定通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「外客来訪促進法第二十五条各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「外客来訪促進法第三十六条第二項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。	規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。	の規定による通訳案内士試験に合格した者とみなす。 第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条の規定による通訳案内業の免許を受けている者は、新法第十八条の規定による通訳案内士の登録を受けた者とみなす。	十四条第一項第三号又は第四号に掲げる事実があったときは、新法第三十三条第一項第一号を除く。以下この条において同じ。の規定により懲戒の処分理由とされている事実があったものとみなして同項の規定を適用する。
3 通訳案内士法第四章の規定は、地域限定通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「外客来訪促進法第三十六条第四項において準用する第三十五条第一項」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「外客来訪促進法又は外客来訪促進法」と読み替えるものとする。	第四十九条 第三十六条第四項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。 第五十条 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。	2 この法律の施行の際現にされている旧法第三条の規定による通訳案内業の免許の申請は、新法第十八条の規定による通訳案内士の登録の申請とみなす。 3 この法律の施行の際現に旧法第七条の規定により交付されている免許証は、新法第二十二条の規定により交付された通訳案内士登録証とみなす。	第七条 この法律の施行の際現に通訳案内士又はこれに類似する名称を使用している者については、施行日から六月間は、新法第三十七条の規定は、適用しない。
4 通訳案内士法第三十五条の規定は、地域限定通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「国土交通大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。	附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第八条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (通訳案内業法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の通訳案内業法(以下「旧法」という。)第三条の規定による試験に合格した者は、第一条の規定による改正後の通訳案内士法(以下「新法」という。)第五条	4 この法律の施行の際現にされている旧法第九条の規定による免許証の再交付又は書換えの申請は、それぞれ新法第二十四条の規定による通訳案内士登録証の再交付の申請又は新法第二十三条第二項の規定による通訳案内士登録証の訂正の申請とみなす。	第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の各改正規定の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。
第三節 独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置 本則に次の三条を加える。 第四十八条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の	第三節 独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置 本則に次の三条を加える。 第四十八条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の	第五条 附則第三十三条第一項の規定により新法第十八条の規定による通訳案内士の登録を受けた者とみなされた者について、施行日前に、旧法第	第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法並びに第三条の規定による改正後の外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第五章第一節及び第二節の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百六の項を次のように改める。

百六 削除

別表第五第二十六号を次のように改める。

二十六 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号。外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)において準用する場合を含む。)による通訳案内士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の一部改正)

第十三条 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

「第四章 指定認定機関(第十二条―第三十条) 第五章 罰則(第三十一条―第三十三条)」を「第四章 雑則(第十二条―第十四条)」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第一項中「(以下「計画特定事業等」という。)」を削る。

第七条第一項中「計画活用行事及び計画特定事業等」を「基本計画に基づき実施される活用行事及び特定事業等」に改める。

第四章を削る。

第二十五条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、第五章中同条を第十二条とする。

第二十六条及び第二十七条を削り、第二十八条を第十三条とする。

第二十九条を削り、第三十条を第十四条とする。

る。

第五章を第四章とする。

第三十一条及び第三十二条を削る。

第三十三条中「第二十五条第一項」を「第十二条第一項」に改め、第六章中同条を第十五条とする。

第六章を第五章とする。

(国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第十四条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「通訳案内業」を「通訳案内」に改める。

(独立行政法人国際観光振興機構法の一部改正)

第十五条 独立行政法人国際観光振興機構法(平成十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「通訳案内業法」を「通訳案内士法」に、「第五条の二第一項」を「第十一条第一項」に、「同法第三条の試験」を「通訳案内士試験」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十六条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号中「通訳案内業」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

理由

観光立国の実現に向けて、外国人観光旅客の来訪を促進するため、通訳案内業に係る免許制の登録制への緩和等を通じた外国人観光旅客に対する接遇の向上、民間団体による創意工夫を生かした地域観光振興事業の促進等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、観光立国の実現に向けて、外国人観光旅客の来訪を促進するため、通訳案内業に係る免許制の登録制への緩和等を通じた外国人観光旅客に対する接遇の向上、民間団体による創意工夫を生かした地域観光振興事業の促進等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 通訳案内業法の一部改正

(一) 通訳案内業制度の抜本的な見直しに伴い、題名を「通訳案内士法」と改めるとともに、目的規定を改正すること。

官 報 (号 外)

(一) 通訳案内業の免許制を通訳案内士の登録制に緩和するとともに、通訳案内士試験の目的、方法等の明確化を図ること。 (二) 登録証の事前提示の義務化、懲戒規定の整備、知識及び能力の維持向上の努力義務化等によって、通訳案内士の業務の適正化を図ること。	正 (一) 公共交通事業者等に対し、多数の外国人観光旅客の利用が見込まれるものとして国土交通大臣が指定する区間について、外国語等による情報提供促進措置を実施するための計画の作成及び実施を義務付けること。 (二) 都道府県の区域内でのみ通訳案内を業として行うことのできる地域限定通訳案内士の資格を設け、都道府県知事がその試験を行うこと。	平成十五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出)に関する報告書 一 本件の趣旨 本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成十五年度一般会計予備費の予算額二千五百億円のうち、平成十五年四月二十二日から平成十六年一月二十七日までの間において決定された千八百八十九億五千四百五十万九千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、イラクにおける人道復興支援活動及び安全保障支援活動の実施に必要な経費、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する協力支援活動等に必要な経費等十六件である。	平成十五年度特別会計予算予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出)に関する報告書 一 本件の趣旨 本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成十五年度特別会計予備費の予算総額二兆二百四十四億九千九百万円のうち、平成十五年十二月九日に決定された農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費百十億円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。
2 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正 (一) 民間団体による地域観光振興事業を促進することにより外国人観光旅客の来訪地域の整備等を図ることとするに伴い、題名を「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」と改めるとともに、目的規定を改正すること。	二 議案の可決理由 通訳案内業に係る免許制の登録制への緩和等を通じた外国人観光旅客に対する接遇の向上、民間団体による創意工夫を生かした地域観光振興事業の促進等により、外国人観光旅客の来訪を促進しようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。 三 本案施行に要する経費 平成十七年度一般会計予算(国土交通省所管)において、地域観光振興事業費補助金として一億五千五百五十六万円が計上されている。 右報告する。 平成十七年四月十九日 国土交通委員長 橋 康太郎 衆議院議長 河野 洋平殿	二 本件の議決理由 本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。 右報告する。 平成十七年四月二十日 決算行政監視委員長 細川 律夫 衆議院議長 河野 洋平殿	二 本件の議決理由 本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。 右報告する。 平成十七年四月二十日 決算行政監視委員長 細川 律夫 衆議院議長 河野 洋平殿
3 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正 (一) 民間団体は、地域観光振興事業に関する総合的かつ基本的な構想について、市町村の認定を受けることができるとし、認定を受けた構想に関する事業計画について、国の認定を受けることができること。 (二) 国の認定を受けた事業計画に従って行われる事業について、道路運送法等に規定する手続を簡素化する等の支援措置を講ずること。	三 本案施行に要する経費 平成十七年度一般会計予算(国土交通省所管)において、地域観光振興事業費補助金として一億五千五百五十六万円が計上されている。 右報告する。 平成十七年四月十九日 国土交通委員長 橋 康太郎 衆議院議長 河野 洋平殿	二 本件の議決理由 本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。 右報告する。 平成十七年四月二十日 決算行政監視委員長 細川 律夫 衆議院議長 河野 洋平殿	一 本件の趣旨 本件は、平成十五年度特別会計予算総則第十四条の規定に基づき、平成十五年八月五日及び

同年九月二十六日に決定された二百八十一億二千八百八十万円の経費増額につき、財政法の規定に基づく予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額、沖縄北部特別振興対策に係る道路事業及び街路事業の推進に必要な経費の増額、治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額等四特別会計の六件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十七年四月二十日

決算行政監視委員長 細川 律夫

衆議院議長 河野 洋平殿

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成十五年度一般会計予備費の予算額二千五百億円のうち、平成十六年三月一日から同年三月三十日までの間において決定された百三十億四千四百六十万二千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

平成十七年四月二十一日 衆議院会議録第二十二号

る。その内訳は、退職手当の不足を補うために必要な経費、矯正収容費の不足を補うために必要な経費、裁判費の不足を補うために必要な経費等五件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十七年四月二十日

決算行政監視委員長 細川 律夫

衆議院議長 河野 洋平殿

平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成十五年度特別会計予備費の予算総額二兆二百四十四億九千九百万円のうち、平成十六年三月二十六日に決定された国立病院特別会計療養所勘定における退職手当の不足を補うために必要な経費一億円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十七年四月二十日

決算行政監視委員長 細川 律夫
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、平成十五年度特別会計予算総則第十四条の規定に基づき、平成十六年三月二十六日及び同年三月三十日に決定された百十億八千八百十八万三千円の経費増額につき、財政法の規定に基づく予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、国立病院特別会計療養所勘定における退職手当の不足を補うために必要な経費の増額、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額の二特別会計の二件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十七年四月二十日

決算行政監視委員長 細川 律夫
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書 平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書 平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 一、二五円 二、〇〇円